

地域共働事業に関する包括連携協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市内郵便局（別表に掲げるものをいい、以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、地域社会の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（共働事業の内容）

第2条 甲及び乙は、業務に支障のない範囲で、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）地域の安全・安心のまちづくりに関すること
- （2）高齢者や障がい者などの福祉に関すること
- （3）青少年の健全育成及び教育に関すること
- （4）（1）～（3）のほか、地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること

3 前項に定める共働事業の内容の具体的な取組事項及び実施方法等については、別に定める。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的

に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第7条 甲及び乙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的
に開催するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 4月25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市内郵便局

代表者

福岡市中央区天神四丁目3番1号

日本郵便株式会社 福岡中央郵便局

局長 野田 英伸

福岡市中央区今川一丁目21番23号

日本郵便株式会社 福岡今川郵便局

局長 小柳 克彦

別紙 郵便局一覧

No	局名	No	局名	No	局名	No	局名
1	福岡中央	51	博多リバレイン内	101	福岡室見	151	福岡筥松
2	福岡西	52	福岡美野島	102	福岡原団地	152	博多千代
3	早良	53	福岡南小路	103	福岡昭代	153	福岡箱崎ふ頭
4	博多南	54	博多堅粕	104	福岡百道浜	154	福岡原田
5	福岡東	55	博多比恵	105	シーサイドももち	155	福岡名島
6	筑紫	56	福岡東吉塚	106	福岡野芥	156	福岡香住ヶ丘
7	和白	57	福岡合同庁舎内	107	福岡有田	157	福岡千早
8	博多	58	福岡小林	108	福岡飯倉	158	福岡八田
9	福岡南	59	福岡上牟田	109	福岡室住団地	159	福岡青葉
10	城南	60	博多駅東	110	福岡星の原団地	160	福岡舞松原
11	新福岡	61	博多大井	111	福岡田町	161	福岡城浜
12	博多北	62	福岡唐人	112	福岡四箇田団地	162	福岡流通センター内
13	西戸崎	63	福岡大名一	113	福岡南庄	163	香椎オークタウン
14	志賀島	64	福岡大名二	114	福岡原五	164	福岡香椎台
15	上和白	65	福岡赤坂	115	福岡次郎丸	165	香椎御幸
16	福岡工業大学前	66	福岡今川	116	姪浜	166	福岡唐原
17	福岡美和台	67	福岡大濠	117	福岡能古	167	福岡松崎
18	福岡高美台	68	福岡市役所内	118	福岡拾六町		
19	福岡奈多	69	福岡大手門	119	福岡下山門団地		
20	竹下	70	福岡港	120	福岡愛宕		
21	板付	71	福岡福浜	121	福岡壱岐		
22	福岡井尻	72	福岡鮮魚会館内	122	福岡福重		
23	福岡麦野	73	福岡天神	123	福岡新栄		
24	博多半道橋	74	電通福岡ビル内	124	福岡小戸		
25	福岡弥永	75	福岡春吉	125	福岡生松台		
26	福岡横手	76	福岡六本松	126	福岡マリナタウン		
27	福岡諸岡	77	福岡渡辺通	127	福岡老司		
28	博多月隈	78	福岡薬院	128	福岡大橋		
29	博多那珂	79	福岡平尾	129	福岡日赤前		
30	福岡高木	80	福岡清川	130	福岡中尾		
31	福岡雑餉隈	81	福岡小笹	131	福岡若久		
32	今宿	82	福岡桜坂	132	福岡清水		
33	早良南	83	福岡山荘	133	福岡鶴田		
34	北崎	84	福岡笹丘	134	福岡塩原		
35	周船寺	85	福岡新天町	135	福岡野多目		
36	福岡今津	86	福岡友丘	136	福岡三宅		
37	早良内野	87	福岡別府団地	137	福岡高宮		
38	元岡	88	福岡鳥飼	138	福岡野間		
39	玄界島	89	福岡荒江	139	福岡桧原		
40	九大学研都市駅前	90	福岡福大前	140	福岡長住		
41	脇山	91	福岡別府四	141	福岡大池		
42	博多住吉	92	福岡金山団地	142	福岡長丘		
43	博多駅前四	93	福岡堤	143	福岡皿山		
44	博多祇園西	94	福岡神松寺	144	福岡桜町		
45	博多駅前一	95	福岡田島三	145	福岡柏原		
46	博多呉服	96	福岡南片江	146	箱崎		
47	博多土居町	97	福岡七隈	147	福岡県庁内		
48	博多奈良屋	98	藤崎	148	吉塚		
49	博多港	99	福岡曙	149	博多馬出		
50	博多祇園	100	福岡城西	150	箱崎松原		

地域共働事業に関する包括連携協定に基づく共働事業の内容

	共働事業の内容	取組事項	実施方法等
(1)	○地域の安全・安心のまちづくりに関すること	郵便配達時等の異変の通報	郵便配達時等に発見した道路破損等、子ども・住民の異変について、市の指定する連絡先へ通報する。
(2)	○高齢者や障がい者などの福祉に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ・道路破損 各区道路維持担当課 ・子ども こども総合相談センター ・住民 福岡市見守りダイヤル (※福岡見守るっ隊への加入)
(3)	○青少年の健全育成及び教育に関すること	学校向け各種施策の推進	福岡市内の小中学校において、手紙の書き方体験授業等、郵便局の学校向け各種施策に取り組む。
(4)	○(1)～(3)のほか、地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること	区役所における転送手続き案内	引越手続のために来庁する市民の利便性向上を図るため、区役所において、郵便物等の転居届を設置する。
		郵便局における市関係機関等の窓口案内	郵便局職員が福岡市関係機関の窓口等に関する簡易な問い合わせに対応するため、「ふくおか市生活ガイド」等を各郵便局に設置する。

覚書

甲 福岡市と 乙 福岡市内郵便局との間で平成26年4月25日付で締結した「地域共働事業に関する包括連携協定」第4条に基づき、「地域共働事業に関する包括連携協定に基づく共同事業の内容」に下記項目を変更する。

1 変更内容

「地域共働事業に関する包括連携協定に基づく共同事業の内容」

	共同事業の内容	取組事項	実施方法等
(1)	○地域の安全・安心のまちづくりに関すること	郵便配達時等の異変の通報	郵便配達時等に発見した道路破損等・子ども、住民の異変について、市の指定する連絡先へ通報する。 ・道路破損 各区道路維持担当課 ・子ども こども総合相談センター ・住民 福岡市見守りダイヤル (※福岡見守るっ隊への加入)
(2)	○高齢者や障がい者などの福祉に関すること		

を

	共同事業の内容	取組事項	実施方法等
(1)	○地域の安全・安心のまちづくりに関すること	郵便配達時等の異変の通報	郵便配達時等に発見した道路破損等・子ども、住民の異変について、市の指定する連絡先へ通報する。 ・道路破損 各区道路維持担当課 ・水道管の漏水 各保全事務所 ・子ども こども総合相談センター ・住民 福岡市見守りダイヤル (※福岡見守るっ隊への加入)
(2)	○高齢者や障がい者などの福祉に関すること		

に変更する。

2 変更年月日

平成26年9月18日

上記のとおり協定の変更を証するため、本書2通を作成し、甲・乙（代表者）記名・押印の上、各自その1通を原協定書と共に保管する。

なお、本覚書締結日から原協定が終了するときまでとする。

平成26年9月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 福岡市内郵便局
代表者
福岡市中央区天神四丁目3番1号
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局
局長 野田 英伸 印

福岡市中央区今川一丁目21番23号
日本郵便株式会社 福岡今川郵便局
局長 小柳 克彦 印

覚書

福岡市（以下「甲」という。）と 福岡市内郵便局（以下「乙」という。）は、甲乙間で平成26年4月25日付で締結した「地域共働事業に関する包括連携協定」（以下「原協定」という。）の別表「地域共働事業に関する包括連携協定に基づく共働事業の内容」及び「郵便局一覧」を、原協定第4条に基づき次のとおり変更する。

1 変更内容

(1) 地域共働事業に関する包括連携協定に基づく共働事業の内容

	共働事業の内容	取組事項	実施方法等
(1)	○地域の安全・安心のまちづくりに関すること	郵便配達時等の異変の通報	郵便配達時等に発見した道路破損等・子ども、住民の異変について、市の指定する連絡先へ通報する。 ・道路破損 各区道路維持担当課 ・水道管の漏水 各保全事務所
(2)	○高齢者や障がい者などの福祉に関すること		・子ども こども総合相談センター ・住民 福岡市見守りダイヤル (※福岡見守るっ隊への加入)

を

	共働事業の内容	取組事項	実施方法等
(1)	○地域の安全・安心のまちづくりに関すること	郵便配達時等の異変の通報	郵便配達時等に発見した道路破損等・子ども、住民の異変について、市の指定する連絡先へ通報する。 ・道路破損 各区道路維持担当課 ・水道管の漏水 各保全事務所
(2)	○高齢者や障がい者などの福祉に関すること		・不法投棄 環境局産業廃棄物指導担当課 ・子ども こども総合相談センター ・住民 福岡市見守りダイヤル (※福岡見守るっ隊への加入)

に変更する。

(2) 郵便局一覧

別紙のとおり

2 変更年月日

令和 2年 3月 6日

上記のとおり協定を変更することを証するため、本書3通を作成し、甲及び乙の代表者が記名・押印の上、各自その1通を原協定書と共に本覚書締結日から原協定が終了するときまで保管する。

令和 2年 3月 6日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 印

乙 福岡市内郵便局
代表者
福岡市中央区天神四丁目3番1号
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局
局長 西 哲也 印

福岡市南区三宅二丁目3番11号
日本郵便株式会社 福岡三宅郵便局
局長 清原 一貴 印